

流山市農業委員会
平成29年第1回
総会議事録

平成29年1月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成29年第1回総会議事録

1 期 日 平成29年1月25日(水)

2 場 所 流山市役所304会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 4番 酒巻 孝美

5番 増田 正美

5 出席委員(15名)

1番 小田桐 仙

2番 吉田 達弘

3番 岡田 長政

4番 酒巻 孝美

5番 増田 正美

6番 石井 博

7番 秋元 正

8番 山崎 日出男

9番 中村 彰男

10番 小嶋 悦子

11番 小倉 節子

12番 豊島 啓行

13番 大作 榮

14番 小林 常男

15番 水代 啓司

6 欠席委員(1名)

16番 高市 正義

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 事 務 局 長 亀山 隆弘

事 務 局 次 長 山崎 哲男

事務局次長補佐兼農地係長 田村 敏一

9 会議目次

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について……………8
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(継続審査)……………11
- (3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)……………13
- (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)……………15
- (5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
(恒久転用)(県許可)…1
- (6) 議案第6号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について
(恒久転用)…15
- (7) 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について……………8
- (8) 議案第8号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について……………18
- (9) 議案第9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について……………20
- (10) 報告第1号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について……………22
- (11) 報告第2号 専決処理の報告について……………22

開会 午後3時45分

水代議長 開会にあたり、申し上げます。

本日は、高市会長が欠席のため、流山市農業委員会会議規則第8条第2項により、本日の進行につきましては、会長職務代理を務めさせていただいております、私、水代が議長を務めさせていただきますので、よろしく、お願いいたします。

それでは、ただ今から平成29年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、高市会長から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。4番酒巻委員、5番増田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第9号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」までの9議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第1号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」と報告第2号「専決処理の報告について」の2項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 急遽議案第5号の方から優先して審議したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

水代議長 本来ならば、先ほどのヒアリングの後に討議をすることになっていたんですが、時間打ち切りという事で機会を次回にという事にしたのですが、本案件としても入っておりますので、議案として一番最初にやらせていただくことと致します。

なお、中村委員、小田桐委員に関しましては、途中で離脱をしたという事はきつく

戒めておきますので、勝手な行動は慎むようお願いいたします。農業委員としての自覚をもって行動するようお願いいたします。

それでは、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(県許可)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案第5号

農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

権利者は、東京都千代田区に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市平方の田215筆ほか、合計226筆で、転用面積は148,547.58平方メートルです。

議案案内図につきましては、9ページと10ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、移転の原因は売買であります。

申請事由ですが、インターネット通販等の成長に伴い、首都圏における大型物流施設の需要が高まっていることから、申請がなされたものであります。

次に、申請地の農地区分についてですが、規模が10ヘクタール以上の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地につきましては、原則は、農地転用許可ができないとされておりますが、今回の申請は流通業務施設に該当し、第1種農地の不許可の例外として、許可ができるものであります。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 なお、本案については、酒巻委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、酒巻委員の退席を願い、審議いたします。

酒巻委員の退席を求めます。

(午後3時50分 酒巻委員退席)

水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 通常小委員会で審議する際に必ず確認をすることがあると思うんですけど、先ほどのレクチャーの中で500億の事業という事で、事務局からは財政的な裏付けの話が無いので、そのことを確認したいというのと、事業主からすると県の農業会議との関係で、どういうスケジュールで考えられているのか、今日決を取るといつの農業会議にかけることになるのか、またその事業主体からすると3月の農業会議にかけることは困るような話が出ているのか、その点について事務局の見解をお願いしたいと思います。

山崎次長 今小田桐委員の方からご質問がございました関係で、農業会議のスケジ

ジュールにつきましては、農地法の改正に伴いまして、平成28年から許可権限が代わり、今まで4ヘクタール以上は国許可、これが、28年4月1日以降は4ヘクタール超えも全て千葉県がやるという事になります。それで、4ヘクタール超の案件につきましては、国と協議をするというようなことになっておりまして、実は許可権限は全て県になったわけですが、その前に私ども流山市農業委員会という組織ですけど、千葉県にも千葉県としての農業委員会がございまして、千葉県農業会議というものです。今回、こういう審議をしたものにつきまして、農業会議の意見を付して県に進達するというような流れがございまして、毎年この農業会議というものが通常各月の1日に設定されております。例えば、今回1月総会で諮ったものにつきましては、通常ですと2月1日の農業会議がございまして、2月1日の農業会議に諮って意見を求め、それでその意見を農業委員会が受けて、それを県の方に進達し、最終的に県がそれに基づいて地元の意見を聞いた上で、県が最終的に判断をするというような形になっております。

今後の予定ですと、2月1日に農業会議がありまして、その後、3月1日と3月下旬2回が今年度は農業会議があるような予定でございます。

実は、この前、農業会議、更には千葉県の方でも大きな案件であるものですから、事前に相談等行っておりまして、今私の方でお話ししましたけど、今回、農地法の例外規定という事で、農地法上は、法の中では合致しているというようなことございまして、後は農業会議として、今後農地を守る立場として、農業会議としてどう考えるかという事で、色々な意見が千葉県内の会長で組織されている農業会議でございますので、色々な質問等が出てくるのかなというようなことは予想しております。

1番(小田桐委員) 財源の裏付けは、

あと、事業者からすると3月1日の農業会議にかけることについては否定されているんですか。

亀山局長 本来であれば、4月にも県の農業会議があるはずなんですけど、4月が中止になっておりますので、3月中に例外で2回やるという話をさせていただきました。県としても、ここまでの面積のものは初めてのことになりますので、場合によっては継続という事もあるかもしれないので、早めに持ってきてもらいたいというようなことは、農業会議の方から言われております。

たぶん、その情報は申請者の方にも直接伝わっていることと思いますので、申請者からすると、そこは思い過ぎみたいなところはあったかと思いますが、早いうちに流山市から手は離されて、県の方にすぐ渡るだろうということを想定しておったという事ですので、できれば2月1日の会議にかけたいと考えているという風に思っております。

水代議長 これが提出されたのはいつ。

田村次長補佐 書類が受付されたのは、1月10日付です。

先ほどの財源について、まず550億の内訳につきまして、土地購入にあたる金額

が約92億円、開発工事費が27億円、調整池工事が27億円、建築工事費が400億円、その他諸経費まで含めまして、550億という内訳で、この資金のところにつきましては、全額借入金で賄うということで、先ほどお話のありました企業から借り入れるということです。

水代議長 今までだと、個人だと残高証明とかそういう書類が添付されてたはずだけど、ありますか。

亀山局長 契約書自体はありません。現状では預かっておりません。

水代議長 それであれば、契約書を提出してもらおう。当然、県にいてもこれが無いって言ったら通らないですよ。

1番(小田桐委員) 口頭だけではちょっと厳しいですから。

水代議長 書面で提出。

後は、質問ありませんか。

後は都市計画法の関係の指導とか、協議の状況、関係機関の道路課とかそういうところとの協議、指導受けているかどうか、それは確認しなきゃだめだよな。

中里主事 そのあたりは頂いております。

水代議長 ならそれはいいや。

亀山局長 後は前回の関東農政局の方から、開発に係る、関係した開発であるという点での、問題ないみたいな趣旨のことをいただいている。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

1番(小田桐委員) まだ、テナントとの関係で、稼働する時間がまだわからないんですけど、24時間の場合だと、周辺の自治会との関係で何かご要望などは出てないですか。

水代議長 説明会はやっていますか。

1番(小田桐委員) 先ほど小林委員はやったと言っていましたけど。

亀山局長 たぶん議事録も作られているかとは思いますが。

水代議長 じゃあ、日付と時系列的に、確認をお願いします。

ほかに御質問ございませんか。

1番(小田桐委員) やっぱり、事業者に関かなきゃいけないことがまだあるんですけどね。一点だけ、県の農業会議でも初めてである大きな事業の審査になるわけですけど、そこからは地元の市の農業委員会として、どういう議論をするのか、指導とか意見はされているんですか。

慎重にやりなさいとか、複数回やりなさいとか。

山崎次長 県の中でも、今まで例がない案件ということで、今まで国許可だったものですから、国の場合には県の農業会議は通らなかつた、28年4月1日から法改正で全てが県になったということで、今回、15ヘクタールという非常に大きなものということで、なっております。結局、慎重審議ということで、当然それはそうなんです。今現在でも、私どもは慎重審議やっていますが、更に大きいものですから、慎重審議を図

った上で農業会議には持ってきますよねということは、そういうことは言われております。何度も言いますように、あくまでも農業者の立場から、いろいろ議論を尽くして、農業会議の方には持っていくという意見もあるんじゃないですか。

水代議長 県としても農業会議としても手探りですよ。実際に実績として第1第2第3があるから、業者としては第3もやっていることだし通っちゃうだろうというような捉え方の中で、甘く見ているところがあるというか、実際に県の方に提出する書類の中で、議事録の提出とか、議題について具体的に小田桐委員が言ったように討論したのかとか、そういうところまで添付するのなら、安直に採決はしない方がいいのかなというのはあるのですがいかがでしょう。

9番(中村委員) その議論については、何回何時間かければいいんですか。例えば、2回じゃ少ない、3回やればどうなのか。あとは、時間にもよるじゃないですか。数多くたって5分10分×10なのか、1回に2時間3時間かけるのか。その辺ですよ。後は、提出する内容にもよるじゃないですか。どの程度まで出せば許可相当になるのか。それだけ慎重審議したとその中身もありますよね。

水代議長 そこまで、農業会議の方から提出しろという要望があるわけじゃないでしょうけど、もしあった時はどうしたらいいのかという、そういうことをある程度言っておいた方がいいのかということです。

亀山局長 大きな開発の場合については、農地法以外にも、皆様もご存じかとは思いますが、都市計画法というものがございまして。特に今回は開発の面積ですとか、建物の大きさ、これがかなりのボリュームとなりますことから、許可というものについては県の許可、国の許可につきましては、同時に案件を進めている状況です。ですので、私どもの方には今手元にはございませんけど、都市計画法に基づいている道路の構造の話ですとか、交通量の話ですとか、地域への説明ですとか、そういうようなものについては、間違いなく河川課ですとか、道路ですとか、後は警察ですね、そういうところとの協議も含めて、都市計画法上は全てクリアしているということですので、皆様には具体的なものをお示ししていなくて申し訳ないんですけど、都市計画の方から聞いている話では、すべてクリアして土木の方の手続きも、警察の方の公安も終わっているというようなことで聞いております。

水代議長 ということです。ほかに御質問ございませんか。

そしたらですね、今回のこの案件についてですね、2通りの方法を用いて採決してみたいと思います。

まず、事務局長等からの説明の中で、書類的にもそこそこ揃っていると、今までの農業委員会の案件としての条項もクリアされているので、許可相当としての採決をとる、それからまだ不十分というものがあるならば、継続審議にした方がいいのではないかとということで採決してみたいのですが、いかがでしょうか。

まずは、継続審議にするか否かを先に採決してみたいのですがいかがでしょう。

1番(小田桐委員) 私は、もう少し事業者からのレクチャーの時間を取った方がいいだろうと思うのですが、そうはいつでも大きな事業だと銀行からの借り入れの関係、利

子もありますから、少なくとも3月1日の県農業会議には間に合う形にしてあげるとい
形での継続レクチャーをした方がいいのかなと、そこを確約することで事業者もスケジ
ュール感をもってやれるのではないかなという気はしますし、せっかくここまで事業者
も頑張って練り上げてきて地権者の同意も得て、地権者自身も土地を手放すつもりで
合意を取られていますので、全体のバランスを取るには、単に継続というだけではなく
て、スケジュール感を持った上での継続レクチャーと、それで改めて各農業委員もし
っかり事業内容を見て、しっかり疑問を解くということに努力をする方がいいのではな
いかと思います。

水代議長 わかりました。ということは、継続審査とするか否かということの賛否は、基
本的に小田桐委員の言われた3月1日に間に合う状態でまだ疑問のものがあるなら
ば、継続審査にする。もうこれで継続審査にしないでいいよというのであれば、このま
ま、そちらのいいよという方が多ければ、許可の採決を取ります。よろしいでしょうか。

9番(中村委員) 事務局に確認しておきたい件があるんですけど、先ほど、議長から
ありました途中中座という話で、2人で嚴重注意をいただいた次第であるんですけど、
今までない場面があったわけですから、あくまでも、事業者があそこまで言うって今ま
までないんですね。そこを、我々の局長が名指しあったものですから、見て見ぬふり
できないじゃないですか。何があったんですかと。そういうことで、話を聞きますと、事業
者の方では、都市計画とか各課の事前協議は終わってますと説明あった通り、書類
は1月10日に受理されました、今日の会議では許可相当といただけという風に事業
者の方が来た次第なんです。そういう、動き方の違いであったものですから、どちらが
いい、正しいとかではなくて、そういう熱があったものですから、とりあえずちょっと冷静
になってということ、時間を要したものであります。これまでにない事業で、県の案件
でもありますから、慎重審議という事で、時間を割いてしまい大変申し訳なかったこと
でありますけど、その辺をもう一度、3月1日にかけるということ、事業認可の件があ
ったものですから、こちらから提出されないと県の農業会議にかけられないという事
もあるものですから、それが完了するのがいつまでかということで、さっき中断してお
ったものですから、それもちょっと事務局もう一度確認してもらってよろしいでしょうか。

継続になって3月1日に提出でよろしいですかと。

水代議長 それは業者の方に確認するという事ですか。農業会議に確認するという
事ですか。

9番(中村委員) 農業会議に提出する書類で、いつまでの考えなのかという事でもう
一度確認してもらいたいなど。

水代議長 それだとさっきの堂々巡りと同じで、ここで。

9番(中村委員) 確認だけ。

(事業者の確認)

5番(増田委員) 農業委員会で決定するのに業者の意見聞くんですか。

亀山局長 先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、先ほど私が申し上げたのは、
退席して業者に話している中で、やはり3月の県の農業会議は2回あります。4月はご

ざいませぬ。県の農業会議としても非常に、野田市でも5ヘクター程の案件が出ておまして、非常に揉めたことがございます。それは今日欠席の高市会長からも直接私も伺っております。それでやはり県の会議とすると、それよりもかなり面積が大きくて、どういう風に協議していくか、審議していくかというのが、想像がつかないと、なので早めに出してもらいたいというようなことを業者は言われておりますし、私どもの方も今日結論を出すという事を想定していたわけではないですけども、なるべく早く出して申請、申請書は、実は1月10日の日に県の方に送っております。先ほど申し上げた通り、県の案件でありますので、同時に送らなければなりません。県の方も確かに大きな案件だなという事は言うておりますので、ですので、事業者の方からすると、できれば早いうちに出して、県の方でまた揉まれる作業がありますので、不安であるという事を申ししておりますので、できれば2月1日の案件にかけられるように、早めにお出しいただければという事です。

水代議長 それで、先ほどここで説明が終わって、揉めていた話は、今日は何時まで残っても構わないから、今日何が何でも許可もらいたいんだと。私が別日を設けて、3月の、一か月遅れの申請でいいんじゃないかと、一か月遅れの申請だったとしても、それなりの企業努力の中でクリアしてもらうことはできまいかということで話をしていたんだけど、なにぶん強硬というか、決まるものだと思っていたので、それが下りないのにちょっと立腹したのか、筋違いの30億円も飛び出してしまったという事で、大声が上がったと、そういう経過です。そういうわけで、実際に農業委員会としては、継続にするか、継続でないという事ならば、許可申請を出すということで、決を採ってもいいのかなと思います。

先ほども言った、例えば決を採るにしても、第2弾があるにしても、不備なものはきちんと提出させるような、確約書なり色々なものが必要になってくると思うので、そういう書類は流山市農業委員会の恥にならないような書類提出をしていかなければならないことなので、十分指導をして下さい。指導書を付けるなり必要だと思います。

それでは、先ほど申し上げました通り、継続審査にするか否かの決を採りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

水代議長 それでは、お諮りいたします。

このまま継続審査にした方が良いと思われる方は挙手願います。

挙手4名であります。

継続審査ではなくて、許可相当の方に賛成の方、反対の方が全部継続反対というわけでもないのです。

挙手9名であります。

ということは、継続審査ではなくて、許可に対する決を採るという事で、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

1番(小田桐委員) 一点だけ確認させてください。地権者全員同意されているんですね。

中里主事 5条申請ですので、地権者も申請者になります。

水代議長 その他、付け加える条項は、許可の場合には加えた方がいいというものがありませんでしたら、お願いします。

(なしの声あり)

水代議長 なしと認めます。

議案第5号について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって議案第5号については、許可相当とすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

酒巻委員の除斥を解きます。

(午後4時23分 酒巻委員入室)

水代議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」及び議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」については、関連がありますので、一括して議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」と議案第7号の「農用地利用集積計画の決定について」については、関連がありますので、一括して説明いたします。

最初に、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明いたします。

議案第1号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

議案1番の権利者は、流山市野々下の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市野々下の畑1筆で面積は85平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、贈与により農地を取得するものです。

議案案内図につきましては、1ページにございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第7号の「農用地利用集積計画の決定について」の1番から3番について、説明いたします。

議案書の7ページをお開きください。

議案第7号

農地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めらる。

権利者は、議案第1号の権利者と同じ方です。

移転の原因は議案の1番と2番は使用貸借、議案の3番は賃貸借です。

対象となる農地は、流山市野々下にあります畑8筆、合計面積は2,251平方メートルです。

利用権の設定期間は、それぞれ新規によるもので、本年2月から平成39年2月までの10年間です。

本件の議案案内図につきましては、13ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第7号の4番から6番について、説明いたします。

議案の4番と5番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。

権利者は、流山市大字平方にお住いの方で、職業は農業です。

移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田2筆、合計面積は2,062平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規によるもので、本年2月から平成35年2月までの6年間です。

本件の議案案内図につきましては、14ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

議案6番の権利者は、流山市大字平方にお住いの方で、職業は農業です。

移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります畑1筆、面積は571平方メートルです。

利用権の設定期間は更新によるもので、本年2月から平成35年2月までの10年間です。

本件の議案案内図につきましては、15ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の農用地利用集積計画は、新規が5件、更新が1件の6件であります。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」の一部と関連がありますので、両議案を一括して御報告いたします。

今月の案件は議案第1号が1件、議案第7号のうち新規が5件、更新が1件でありま

す。

はじめに、議案第1号及び議案第7号の1番から3番でございます。本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

初めに、申請地につきましては、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の北東約1キロメートルに位置している畑9筆で、面積は2,336平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、贈与により所有権を取得及び使用貸借並びに賃貸借により利用権を新たに設定するものです。また、贈与となっている理由としては、義務者側から接道の無い農地であり、耕作できないため譲りたいという話があったためとのことでした。

申請地の畑は、耕起済みの状態でした。

次に、権利者の職業は農業で年齢は67歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は340日です。営農状況については、権利者の現在の耕作面積は約800平方メートルで、申請地を含めると約0.3ヘクタールです。農業従事者は2名で、今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に、議案第7号の4番ですが、次の5番と同一権利者であることから、一括してご報告いたします。本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は46歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、議案第7号の6番ですが、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は68歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、ネギ等が作付されておりました。

以上のことを基に審議いたしましたところ、議案第1号については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないことが確認できることから、また、議案第7号については、計画要請の内容が、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしていることが確認できることから、議案第1号及び議案第7号の1番から3番については、賛成多数をもって、議案第7号の4番から6番については、全会一致をもって、それぞれ許可相当及び承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、議案第1号及び議案第7号の1番から3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり許可することに、議案第7号の1番から3番について承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第1号の1番については、原案のとおり許可することに、議案第7号の1番から3番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

続きまして、議案第7号の4番から6番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号の4番から6番について承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第7号の4番から6番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について(継続審査)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号

農地法第3条の規定による許可申請について(継続審査)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

議案の1番の権利者は、流山市大字下花輪の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市平方の畑1筆で面積は1,666平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得するものです。

本案につきましては、先月の総会において、農地を効率的に利用できるか確認ができないことから、継続審査案件となったものであります。

議案案内図につきましては、2ページにございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
水代議長 担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について(継続審査)」について御報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

初めに、本案につきましては、平成28年第12回総会の議案となったもので、営農計画がはっきり定まっていないこと、現地を十分に確認していないこと等から、継続審査となったものです。

申請地につきましては、東武線江戸川台駅の北西約1キロメートルに位置している畑1筆で、面積は1,666平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。売買価格については、全体で900万円とのことでした。申請地の畑は、耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.5ヘクタールで、農業従事者は2名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでした。

次に、継続となった理由の確認でございますが、申請地に隣接する青道は幅員1.82メートルあることが図面上確認できており、通れることを確認した上で写真が添付されております。また、申請地左右の家にはお話に行く予定とのことでした。

次に、作付計画につきましては、キャベツを春まきと夏まきの年2作とする計画です。出荷先はJAで、キャベツ以外についても細々といろいろ作っていきたいとのことでした。

次に、申請地内にある建築物については、修理して運搬車を入れておくとのことでした。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

14番(小林委員) この家、キャベツを作るという事なのですが、まず、南風の吹いているときはキャベツの消毒はしないで欲しい。それと、除草剤をまく場合も、風のある

日はやめてほしい。それを要望されております。

水代議長 要するに消毒時は南風のときには避けてくれと。

どっちが南側ですか。

山崎委員長 ちょうど、現地が小林委員の南側に面している場所です。

早朝風が吹く前にかけるしかないですね。

14番(小林委員) 近所の方は、消毒はじまると全部雨戸閉めてしまうんです。洗濯物も干せない。

山崎委員長 農家の方で住宅地に畑ある方なんかは、結構前もって近隣の人に言って消毒する方が多い。そういう風に指導した方がいいのではないのでしょうか。

水代議長 指導をお願いします。

14番(小林委員) 購入する方は、距離的に結構あると思うので、車で来ると思うのですが、機械とか載せて大きなトラックで来た時に路上駐車は困る。前にいた方は、近くの方に土地を借りて、そこに置いて、トラクターとか下して、やってたんですよ。その辺も指導できればお願いしたい。

水代議長 近隣からの要望という事で、要請してほしいという事です。

他に御質問ございますか。

5番(増田委員) 前回現地行ったんですけど、この道1.82メートルですか。この幅でトラクター通りますか。

山崎委員長 継続という事で、添付書類として運搬車とトラクターが通過している写真がついています。

水代議長 ミニトラですね。これじゃうなるの大変ですね。

その他ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第3号

農地法第4条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

はじめに、申請者は、流山市青田の方です。

農地転用の申請がありました土地は、流山市青田の畑2筆で、転用面積は299平方メートルでございます。

転用目的につきましては、専用住宅用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の3ページと4ページにございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

なお、本件につきましては、農地違反転用対策委員会において、是正指導がなされ、今回、是正後、許可申請がなされたものです。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、転用目的は個人住宅を建設しようとするものでございます。

本案につきましては、申請地を資材置場として使用されていたことから、農地違反転用対策委員会では是正指導がなされた案件であります。

申請者は、流山市青田にお住まいの方で、年齢は74歳です。

申請理由については、高齢になってきたことに加え、障害を持った二男もいることから、生活の為長女と同居することになり、現在の家では手狭なことから新たに二世帯住宅を建築するため申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線江戸川台駅の東約1.5キロメートルに位置し、周囲は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、鉄骨造二階建ての住宅を建築する計画です。土砂等の流出対策については、道路側はコンクリートにより流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は雨水桝を設置し、汚水及び雑排水は合併浄化槽により処理し、それぞれ前面U字溝へ放流するとのことでした。

次に、資金計画ですが、建設費が約3,700万円で、全額長女夫婦の借入金で賅うとのこと、長女夫婦の承諾書並びに金融機関発行の融資証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

次に、現在の自宅について、今後どうするのか伺ったところ、建物は壊して、土地

を第三者に貸し付ける予定とのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」及び議案第6号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について(恒久転用)」については、関連がありますので、一括して議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第4号の「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」と議案第6号の「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について」は、関連がありますので、一括して説明いたします。

最初に、議案第4号の「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」の1番について、説明いたします。

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

議案1番の権利者は、広島県大竹市にお住いの主婦の方です。

申請がありました土地は、流山市西深井の畑3筆で転用面積は260平方メートルです。

申請事由ですが、子供たちが都内及び千葉県のある学校に通うこととなったため、家を新築するものです。

議案案内図につきましては、5ページと6ページでございますので、合せてご参照
いただきたいと思います。

続きまして、議案第6号の「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申
請について」を、説明いたします。

議案書の6ページをお開きください。

議案第6号

農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について

次のとおり、計画変更承認申請があったので審議を求めます。

申請者は、議案第4号の1番の義務者と同じ方です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります畑1筆、転用面積は11平方メートルで
す。

申請理由ですが、娘の住宅建築の伴い、その住宅敷地に変更するため、申請が
なされたものであります。

本件の議案案内図につきましては、11ページと12ページでございますので、合
せてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

議案2番の権利者は、流山市野々下に住所を有する法人です。

移転の原因は、賃貸借であります。

対象となる農地は、流山市野々下にあります現況畑1筆、転用面積は1,529平方
メートルです。

申請理由ですが、市の一般廃棄物収集業務の受託に当たり、収集車を増車するこ
とから、既存の施設で手狭なため、駐車場用地の申請がなされたものであります。

本件の議案案内図につきましては、7ページと8ページでございますので、合
わせてご参照いただきたいと思います。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。山崎
委員長。

山崎委員長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の一番に
ついては、議案第6号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請につ
いて」と関連がありますので、両議案を一括して御報告いたします。

今月の案件は、議案第4号については、恒久転用によるものが2件、議案第6号に
ついては、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議
いたしました。

まず、議案第4号の1番及び議案第6号ですが、移転の原因は贈与でございまして、
転用目的は個人住宅を建設しようとするものでございます。また、申請地の一部に住

宅敷地として平成28年第11回総会で農地法第4条の許可を取得した土地が含まれており、この部分の計画変更承認申請が合わせて提出されております。

権利者は、広島県大竹市にお住まいの方で、年齢は44歳です。

申請理由については、現在住んでいる社宅には年齢制限があり、出なければならぬことと、2人いる子がそれぞれ東京の大学及び千葉県内の高校への進学を希望していることから、父親の土地で住宅を建築しようと申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地の周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、木造二階建ての住宅を建築する計画です。土砂等の流出対策については、小堤を設置し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は浸透枡及びトレンチ管を設置し、汚水及び雑排水は合併浄化槽により処理した上で、父親の家の排水施設と接続し、前面道路の雨水管へ放流する計画とのことでした。

次に、資金計画ですが、建設費が約3,600万円で、自己資金約200万円及び借入金3,400万円で賄うとのことで、支払い済み手付金等の領収書と金融機関発行の融資見込み証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

次に、議案第4号の2番ですが、移転の原因は賃貸借でございます、転用目的は駐車場を整備しようとするものでございます。

権利者は、流山市野々下6丁目に本店を置く株式会社で、昭和63年に設立されています。事業内容は、廃棄物処理業等で、ここ3年間の年商は1億6,000万円から2億6,000万円ということです。

申請理由については、流山市南部地区の一般廃棄物収集運搬業務を受託することとなり、専用車両を8台購入したことから、これらの車両及び運転手、助手の通勤用車両を合わせて24台分の駐車場が新たに必要となったため、申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線豊四季駅の南西約1.3キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、砕石敷き駐車場とする計画です。土砂等の流出対策については、現況の法面をそのまま利用し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、資金計画ですが、土地賃料は年間約280万円で、整備費が約20万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、道路法による道路占用及び市法定外公共物管理条

例による水路占用が該当し、現在手続き中です。

次に、盗難やいたずら対策について伺ったところ、照明の設置や警備会社の利用を検討しているとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当及び承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、議案第4号の1番及び議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号の1番について、原案のとおり許可することに、議案第6号について承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第4号の1番については、原案のとおり許可することに、議案第6号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 続きまして、議案第4号の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 一般廃棄物なので、パッカー車を停めるんだと思うんですが、掃除とかできないと思うんですが、その点はどうなっていますか。

山崎委員長 元々こういう業務をされている申請者で、本社の方できれいに清掃するという事です。ここでは一切掃除しないという事です。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号の2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第4号の2番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

水代議長 次に、議案第8号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願

について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の12ページをお開きください。

議案第8号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて

次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

議案1番の申請者につきましては、流山市青田にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市青田の畑1筆で、面積は321平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地であることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内図につきましては、16ページと17ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案2番の申請者は、野田市五木にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市西深井の田1筆で、面積は130平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は田となっておりますが、現況は宅地であることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内図につきましては、18ページと19ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の2件です。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第8号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、2件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

初めに1番ですが、申請地は東武線江戸川台駅の東約1.5キロメートルに位置している土地でございますが、現地調査の際に申請代理人が現地に現れず、委任状に記載されている連絡先も通じない状態となっております。このため、審議が出来ないことから、申請者に一度取下げ、再度申請するよう指導することと致しました。

次に2番ですが、申請地は東武線運河駅の西約1.6キロメートルに位置している

土地で、登記地目は田、現況は宅地の一部の状況となっております。

また、申請地は、平成21年に相続により取得した土地で、昭和56年に物置を設置したとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、平成7年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

以上のことをもとに審議したところ、本件1番の土地については、先に御報告した通りの事由により、全会一致をもって継続審査相当という結論に、本件2番の土地については、今から20年以上は、宅地の一部として利用されていることが確認できるため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

なお、本案の1番について、本日付で取下願が提出されておりますので、合わせてご報告いたします。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第8号の1番については、小委員長の報告のとおり、申請が取り下げられましたので、議案の2番についてのみ、採決を行います。

議案第8号の2番について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第8号の2番については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

水代議長 議案第9号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の13ページをご覧ください。

議案第9号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

議案の1番と2番につきましては、関連がありますので、一括して説明いたします。

申請者につきましては、流山市西初石にお住いの方で、申請がありました土地は、

流山市西初石にあります畑2筆で、面積は2,350平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、議案1番の申請者の方で、昨年12月20日付けで、医師から変形性腰椎症により「農作業に従事することは不可能である」と診断されたことから、農作業の継続が困難になったというもので、今回、この生産緑地の解除をするための手続きとなる、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

また、この案件の議案案内図につきましては、20ページにございますので、ご参照いただきたいと思います。

今月の「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願」については、以上の2件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について、報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第9号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

今月の案件は2件ありますが、関連があることから一括してご報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、買取申出事由の生じた方につきましては、1番申請者本人であり、2番申請者の子にあたる方です。従事日数は、元気な頃は年間100日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が昨年12月に農業経営が不可能と診断され、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため、申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、休耕の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が故障する前は、農業経営の中心として従事しており、その者が故障したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、それぞれ証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第9号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、報告第1号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第1号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

斡旋依頼がありました土地は、流山市市野谷の畑1筆、面積は4,187平方メートルで、今年の11月に開催されました農業委員会総会の議案第59号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い」でご承認をいただきました方の農地で、議案案内図につきましては、21ページになりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりであり、今後、買取り申出から3か月後の平成29年2月27日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についてのご報告は、以上の1件です。

よろしく願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第2号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の15ページをご覧ください。

報告第2号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は9件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が7件、宅地拡張及びゴミ置場電柱用地が各1件でした。

今月の4条届出の合計は、以上、9件、21筆、3,796.99平方メートルで、地目別の内訳では、田が7筆、1,340.22平方メートル、畑が14筆、2,456.77平方メートルでした。

次に、議案書の17ページをご覧ください。

2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告はマンションの区分所有を除きますと27件、マンションの区分所有を含めると全体で28件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が25件、共有物分割が2件、贈与が1件でした。

また、転用目的別では、住宅用地が23件、駐車場が4件、公衆用道路が1件でございました。

今月の5条届出の合計は、以上、28件、77筆、38,211.57平方メートルで、地目別の内訳では、田が46筆、29,842.94平方メートル、畑が31筆、8,368.63平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成29年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後5時12分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成28年12月26日

流山市農業委員会長職務代理者水代 啓司.....

流山市農業委員会委員増田 正美.....

流山市農業委員会委員酒巻 孝美.....